

# 研修内容及び受講手続き等の案内

令和4年度に実施する各種研修の内容及び受講手続き等は次のとおりですので参考にしてください。  
なお、研修事業の受託状況等により、一部の研修を中止したり内容を変更して実施する場合がありますので、詳しいことはお問い合わせください。

今年度から希望者は、修了証に旧姓を使用した氏名又は通称の併記ができるようになりました。  
新型コロナウイルスの感染拡大防止に引き続きご協力をお願いします。

## 研修実施機関（問い合わせ先）

(公財)鹿児島県林業担い手育成基金

鹿児島県林業労働力確保支援センター

(〒899-5302) 始良市蒲生町上久徳182-1(森の研修館かごしま)

(TEL) 0995-54-3131 (FAX) 0995-52-1022

(H P) <https://k-kikori.jp/>

\*「鹿児島きこり塾NET」で検索して「林業労働力確保支援センター」のページへ

## 当案内の掲載事項

- 1 研修事業及び研修申込対象者
- 2 研修の種類及び内容
- 3 研修計画等 ※講習の種類及び実施期間等は別に掲載
- 4 研修の申込み方法
- 5 受講料等
- 6 受講者決定等
- 7 修了証の交付等

当案内の掲載されているページから、技能講習等実施計画(種類・実施期間等)、研修申込書様式、修了証再交付等申込書様式などをダウンロードできます。

- 令和4年度「森の研修館かごしま」技能講習等計画表(PDF)
- 令和4年度技能講習等実施計画(PDF)
- 研修申込書様式(EXCEL・PDF別)
  - ・研修申込書 …申込様式第1号
  - ・技能講習受講資格証明書 …申込様式第2号(技能用)
  - ・講習受講資格証明書 …申込様式第2号(技能以外用)
  - ・宿泊・食事等申込書 …(別紙)
- 技能講習修了証再交付等申込書様式(EXCEL)
- 安全衛生教育等講習修了証再交付等申込書様式(EXCEL)
- 研修(講習)受講証明書の発行依頼様式(EXCEL)

## 1 研修事業及び研修申込対象者

研修事業名 [研修名又は略称]	研修申込対象者(略称)	委託元等
「鹿児島スーパーきこり塾」推進 [技能講習・特別教育等]	県内の林業事業体に所属する林業就業者等（林業就業者等） 県内の林科系高校に所属する者（林科系高校生）	鹿児島県
「鹿児島スーパーきこり塾」推進 [きこり塾]	県の鹿児島きこり塾研修に応募し、県の推薦を受けた者（きこり塾生）	
「緑の雇用」 [緑の雇用]	「緑の雇用」事業に参加する県の認定林業事業体に所属する緑の雇用研修登録者（緑の雇用研修生）	全国森林組合連合会
森林ボランティア技術研修 [ボランティア]	森林ボランティア活動への参加を希望する者（森林ボランティア希望者）	かごしまみどりの基金
自主 [自主]	研修の実施依頼があった林業事業体又はその組織する団体に所属する林業就業者（自主事業研修生）	林業事業体又はその組織する団体

## 2 研修の種類及び内容

### (1) 技能講習

#### ① 登録状況

登録労働局	登録講習の種類及び登録番号	登録期間（各講習共通）
鹿児島労働局	次の②表のとおり	平成31年3月31日から令和6年3月30日まで（5年）

#### ② 講習の種類及び内容

講習の種類	登録番号	対象業務内容		合計時間	日数	[研修名又は略称]
		講習の科別・科目(時間)	*印は免除講習科目			
はい作業主任者	17-2	高さが2m以上のはいのはい付け又ははい崩しの作業 学科：・はいの知識(3)・人方によるはい作業の知識(5)・機械等によるはい作業に必要な機械荷役の知識(3)・関係法令(1)		12	2	
小型移動式クレーン運転	17-3	つり上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンの運転の業務 学科：・小型移動式クレーン(以下「クレーン」という。)の知識(6)・原動機及び電気の知識(3)・クレーン運転に必要な力学の知識(3)・関係法令(1) 実技：・クレーンの運転(6)・クレーン運転のための合図(1)		20 (16)	3 (3)	
車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転	17-6	機体重量が3t以上の建設機械で動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務(道路走行は除く) 学科：・走行装置の構造及び取扱い方法の知識(4)・作業装置の構造、取扱い及び作業方法の知識(5)・運転に必要な一般知識(3)・関係法令(1) 実技：・走行の操作(20)・作業のための装置の操作(5)		38	6	[技能講習・特別教育等]
不整地運搬車運転	17-7	最大積載量が1t以上の不整地運搬車の運転の業務(道路走行は除く) 学科：* 走行装置の構造及び取扱い方法の知識(4)・荷の運搬の知識(4)・運転に必要な力学の知識(2)・関係法令(1) 実技：* 走行の操作(20)・荷の運搬(4)		35 (11)	5 (2)	[緑の雇用]
玉掛け	17-8	制限荷重が1t以上の揚荷装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務 学科：・クレーン等の知識(1) *クレーン等の玉掛けに必要な力学の知識(3)・クレーン等の玉掛けの方法(7)・関係法令(1) 実技：・クレーン等の玉掛け(6)・クレーン等運転のための合		19 (16)	3 (3)	
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	17-9	・掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削業務 ・土止め支保工の切りばり又は腹起こしの取付け又は取り外しの作業 学科：・作業方法の知識(10.5)・工事中設備、機械器具、作業環境等の知識(3.5)・作業者に対する教育等の知識(1.5)・関係法令(1.5)		17	3	
フォークリフト運転	17-4	最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転の業務(道路走行は除く) 学科：* 走行装置の構造及び取扱い方法の知識(4)・荷役装置の構造及び取扱い方法の知識(4)・運転に必要な力学の知識(2)・関係法令(1) 実技：* 走行の操作(20)・荷役の操作(4)		35 (31)	6 (5)	[技能講習・特別教育等]
摘要	ア 合計時間の( )は講習科目一部免除の講習時間。なお、時間には試験時間含まず、これ以外に学科修了試験1時間、実技修了試験1～2時間がある。 イ 不整地運搬車運転及びフォークリフト運転に係る講習は、講習科目一部免除の講習に限り実施。					

#### ③ 講習の受講資格

##### A 経験年数が必要な講習

講習の種類	受講資格（経験年数が必要な資格者）
はい作業主任者	はい付け又ははい崩しの作業に3年以上従事した経験者
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	ア 地山の掘削の作業又は土止め支保工の作業に3年以上従事した経験者 イ 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業し、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の作業に従事した経験者

B 講習科目一部免除のある講習

講習の種類	受講資格（講習科目の受講の一部免除を受けられる資格者）	免除科目・（時間）
小型移動式クレーン運転	ア クレーン・デリック（統合前のクレーン又はデリックを含む。）又は揚貨装置の運転士免許を受けた者 イ 玉掛け又は床上操作式クレーン運転の技能講習修了者	クレーン運転に必要な力学の知識(3) 運転のための合図(1)
不整地運搬車運転	ア 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用、又は解体用）運転技能講習修了者 イ 大型特殊又は大型特殊第二種自動車免許を受けた者 ウ 建設機械施工技術検定の1級の技術検定合格者（実地試験でトラクター系建設機械操作施工法を選択しなかった者に限る。）又は2級の技術検定合格者（第2種から第6種までの種別に該当するものに限る。）	走行装置の構造及び取扱い方法の知識(4) 走行の操作(20)
玉掛け	ア クレーン・デリック（統合前のクレーン又はデリックを含む。）又は揚貨装置の運転士免許を受けた者 イ 床上操作式又は小型移動式のクレーン運転技能講習修了者	クレーン等の玉掛けに必要な力学の知識(3)
フォークリフト運転	ア 大型、中型、準中型、普通又は大型特殊の自動車免許を有する者 イ 大型第二種、中型第二種、普通第二種又は大型特殊第二種の自動車免許を有する者 （注）大型特殊及び大型特殊第二種自動車は装軌式自動車（カタビラを有するトラクタ、ブルドーザ、ショベル等）を運転できる者に限る。	走行装置の構造及び取扱い方法の知識(4)

(2) 安全衛生教育等講習

① 講習の種類及び内容

講習の種類(略称)	講習区分	対象業務内容	合計時間	日数	[研修名又は略称]
		講習の科別・科目(時間) *印は省略講習科目			
機械集材装置運転業務	特	集材機や架線等により、動力を用いて原木等を巻き上げ、空中を運搬する業務 学科：・機械集材装置の知識(3)・ワイヤロープの知識(2)・関係法令(1) 実技：・集材機の運転(4)・ワイヤロープの取扱い(4)	14	2	[技能講習・特別教育等] [緑の雇用]
伐木等業務(チェーンソー)	特	チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務 学科：・伐木等作業の知識(4)・チェーンソーの知識(2)・振動障害及びその予防の知識(2)・関係法令(1) 実技：・伐木等の方法(5)・チェーンソーの操作(2)・チェーンソーの点検整備(2)	18	3	[きこり塾] [緑の雇用] [ボランティア]
伐木等機械運転業務	特	伐木、造材又は原木等の集積を行うための機械の運転の業務 学科：*伐木等機械(以下「機械」という。)の知識(1)*機械の走行及び作業装置の構造及び取扱い方法の知識(1)*機械の作業の知識(2)*機械の運転に必要な一般的事項の知識(1)*関係法令(1) 実技：・機械の走行の操作(2)・機械の作業装置の操作(4)	12 (6)	2 (1)	[技能講習・特別教育等] [きこり塾] [緑の雇用]
走行集材機械運転業務	特	車両の走行により集材を行うための機械であって、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務 学科：*走行集材機械(以下「機械」という。)の知識(1)*機械の走行及び作業装置の構造及び取扱い方法の知識(1)*機械の作業の知識(2)・機械の運転に必要な一般的事項の知識(1)*関係法令(1) 実技：・機械の走行の操作(3)・機械の作業装置の操作(3)	12 (6)	2 (1)	[技能講習・特別教育等] [きこり塾] [緑の雇用]
簡易架線集材装置等運転業務	特	動力を用いて原木等を巻き上げ、かつ原木等の一部が地面に接した状態で運搬する設備又は動力を用いて原木等を巻き上げることに伴って運搬するための機械の運転の業務 学科：*簡易架線集材装置(以下「集材装置」という。)の集材機及び架線集材機械(以下「機械」という。)の知識(1)*機械の走行及び作業装置の構造及び取扱い方法の知識(1)・集材装置及び機械の作業の知識(2)*集材装置及び機械の運転に必要な一般的事項の知識(1)*関係法令(1) 実技：・機械の走行の操作(1)・集材装置の運転及び機械の作業装置の操作(3)・ワイヤロープの取扱い(4)	14 (8)	2 (1)	[技能講習・特別教育等] [緑の雇用]
造林作業指揮者等	安	造林作業の現場での作業の指揮 学科：・造林作業の知識(2.5)・刈払機等の知識(2)・振動障害の知識(1)・関係法令(1)	6.5	1	[緑の雇用]
荷役運搬機械等によるはい作業従事者	安	荷役運搬機械等によるはい作業に従事する業務 学科：・はいの知識(0.5)・荷役運搬機械等のはい作業の方法等の知識(2.5)・災害事例(1)・関係法令(1)	5	1	[緑の雇用]
刈払機取扱作業	安	刈払機を使用する作業に従事する業務 学科：・刈払機の知識(1)・刈払機を使用する作業の知識(1)・刈払機の点検整備の知識(0.5)・振動障害及びその予防の知識(2)・関係法令(0.5) 実技：・刈払機の作業等(1)	6	1	[きこり塾] [緑の雇用] [ボランティア]

講習の種類	講習区分	対象業務内容	合計時間	日数	[研修名又は略称]
		講習の科別・科目(時間)			
林業架線作業主任者 (県知事免許規程講習)	免	次のいずれかに該当する機械集材装置又は運材索道の業務(原動機の定格出力7.5kw超、支間の斜距離合計350m以上、最大使用荷重200kg以上) 学科: ・林業架線作業の知識ほか3科目(50) 実技: ・索張り及び控えのとり方・点検ほか7科目(50)	100	14	[技能講習・特別教育等]
一般研修	他	森林・林業の知識・技能等に関する研修	—	—	
摘要	<p>ア 講習区分欄の「特」は安全衛生特別教育、「安」は安全衛生教育、「免」は免許、「他」はその他に係る講習。</p> <p>イ 合計時間の( )は実技のみの講習時間で、[技能講習・特別教育等]で行う「伐木等機械運転業務」・「走行集材機械運転業務」・「簡易架線集材装置等運転業務」に適用。</p> <p>ウ 一般研修の時間・日数は、各講習毎に定める時間・日数による。</p>				

## ② 講習の受講資格

講習の種類	受講資格(受講に必要な経験年数又は資格)	証明対象者
伐木等機械運転業務	ア 当該機械の運転業務に係る特別教育講習のうち、学科講習を修了した者	講習科目が実技のみの特別教育講習を受講する研修申込者
走行集材機械運転業務	ア 当該機械の運転業務に係る特別教育講習のうち、学科講習を修了した者	
簡易架線集材装置等運転業務	ア 当該装置等の運転業務に係る特別教育講習のうち、学科講習を修了した者	
林業架線作業主任者	ア 機械集材装置運転業務特別教育講習の修了者	研修申込者全員

## 3 研修計画等

### (1) 研修の実施計画

- ① 「鹿児島スーパーきこり塾」推進(「技能講習・特別教育等」、「きこり塾」)の実施計画は、令和4年度「森の研修館かごしま」技能講習等計画表及び令和4年度技能講習等実施計画のとおり。  
([緑の雇用]、[ボランティア]の実施計画については、別途決定されている。)
- ② 研修は「森の研修館かごしま」以外の場所(施設・森林)でも実施することがある。
- ③ 計画は追加・変更する場合がある。

### (2) 研修日程

#### ① 標準日程(1日当たり)

開始・終了時刻	午前8:30～午後5:00
講習時間	6～8時間(修了試験のある講習は当該時間を含む。)
休憩時間	学科講習時は講習1～1.5時間、実技講習時は1.5～2時間当たり5分以上。
昼食・休憩時間	45分以上

#### ② 実施日程

具体的な実施日程は、各講習の受講者決定通知時に送付する「講習日程表」による。

## 4 研修の申込み方法

### (1) 研修申込書類

研修申込書類名	様式	書類作成対象者
研修申込書	申込様式第1号	研修申込者全員 なお、鹿児島県委託事業により行う技能講習・特別教育等に係る申込者のうち、県の認定林業事業者又は登録林業経営体に所属しない林業事業者等は、様式の「推薦書」も記載すること
技能講習受講資格証明書	申込様式第2号(技能用)	技能講習のうち、経験年数が必要な講習又は講習科目の受講の一部免除を受けようとする講習の申込者 (2(1)③A又はBの該当者)
講習受講資格証明書	申込様式第2号(技能以外用)	技能講習以外の講習のうち、資格が必要な講習の申込者 (2(2)②の該当者)
宿泊・食事等申込書 (受講決定後に提出)	別紙「宿泊・食事等申込書」	「森の研修館かごしま」の宿泊施設又は食事の利用を希望する申込者

### (2) 研修申込書類の提出先・提出期限

研修申込書類名	対象者	書類の提出(経由)先	提出(〆切)期限
・研修申込書 ・技能講習受講資格証明書 ・講習受講資格証明書	林業事業者等 (県委託事業の研修に限る)	研修申込者が居住し又は所属する事業者が存する市町村の区域を所管する県の地域振興局、支庁又は屋久島事務所の林務担当課を経由して提出。 但し、林科系高校生は経由不要。	原則として研修予定日(初日)の14日前
	上記以外	当センターに直接提出	
宿泊・食事等申込書 (受講決定後に提出)	利用希望者	受講決定後、当センターに直接提出	原則として研修予定日(初日)の5日前

※ 研修申込を取り下げの場合は、当センターまで至急連絡すること。

## 5 受講料等

### (1) 受講料

- ① 受託事業(鹿児島県等公的機関の委託事業)に係る受講料は、原則として無料。
- ② 自主事業(前記①以外の事業)に係る受講料は、受講者から応分の額を徴収する。

### (2) テキスト代

- ① 「鹿児島スーパーきこり塾」推進(「技能講習・特別教育等」、「きこり塾」)の受講決定者は、当センターで準備するテキストを購入(現金払い)すること。
- ② テキスト代は、次のとおり。但し、都合により変更することがある。

講習名	金額	講習名	金額
はい作業主任者	1,595	機械集材装置運転業務	1,048
小型移動式クレーン運転	1,300	伐木等業務(チェーンソー)	2,970
車両系建設機械(掘削等用)運転	1,870	伐木等機械運転業務	3講習共通 テキスト 3,667
不整地運搬車運転	1,740	走行集材機械運転業務	
玉掛け	1,300	簡易架線集材装置等運転業務	刈払機取扱作業者 2,750
地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	2,910	林業架線作業主任者	
フォークリフト運転	1,650		

### (3) 宿泊・食事代

#### ① 「森の研修館かごしま」の宿泊・食事代

宿泊代	朝食代	昼食代	夕食代	摘要
300	500	700	800	金額は、変更することがある。また、諸事情により利用できない場合がある。

#### ② 「森の研修館かごしま」の宿泊施設等の利用条件

ア	講習前日(前日が日曜日、祝日の場合を含む。)の宿泊(前泊)はできるが、夕食及び翌日の朝食はできない。
イ	金曜日及び講習最終日の宿泊、夕食はできない。 但し、講習最終日が次回講習の前日となる場合はこの限りでない。
ウ	土曜日の宿泊、土・日曜日・祝日の食事はできない。但し、当該日に講習がある場合はこの限りでない。
エ	宿泊者以外(通勤者)も食事の予約はできるが、現地研修・講習時の弁当は予約できない。
オ	食事予約の追加・取消しは、摂食の前々日(2日前)までしかできない。 (摂食の前日(1日前)以降に予約をキャンセルした場合、キャンセル料は返金できないことがある。)
カ	経費は、講習初日に全額を納めること。
キ	別に定める「森の研修館かごしま」宿泊者の心得を遵守すること。

## 6 受講者決定等

### (1) 受講者決定通知

- ① 研修申込者の中から、受講者を決定し、講習開始10日程度前までに「受講者決定通知書」、「講習日程表」、「宿泊・食事等申込書」を送付する。(受講者決定通知後に欠席する場合は、当センターまで至急連絡すること。)  
なお、研修申込者であっても、定員等の都合で受講者として決定できない場合がある。  
(研修初日の7日程度前になっても受講者決定通知が届かない場合は、当センターまで問い合わせること。)
- ② 「受講者決定通知書」等の書類は、受講者が事業体の所属者の場合は当該事業体宛に、事業体に所属しない者の場合は申込者本人に直接通知する。
- ③ 宿泊・食事を利用する場合は、「宿泊・食事等申込書」を、持参、郵送又はFAXにより、講習初日の5日前(「宿泊・食事等申込書」に提出期限が明記してある場合は、当該日)までに提出する。

### (2) 受講時の持参品等

- ① 研修申込書に記載した氏名、生年月日、現住所の全て(以下「証明事項」)が確認できる書面。  
(住民票(個人番号の記載のないもの)、自動車運転免許証又は当基金発行の講習修了証原本等)
- ② 旧姓を使用した氏名の併記を希望した者は、戸籍謄本のほか、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等の原本。また、通称の併記を希望した者は、通称を併記した住民票又はそれに類する証明書の原本。
- ③ 印鑑(認印で可。) 筆記用具(鉛筆、消しゴム等)
- ④ 研修申込様式第2号(技能用又は技能以外用)に証明書写しを貼付した者は、当該証明書の原本。
- ⑤ 当基金が既に交付した技能講習又は安全衛生教育講習の修了証がある者は、当該修了証の原本。  
(技能講習を受講する場合は、技能講習修了証。 安全教育を受講する場合は、安全衛生教育修了証。)
- ⑥ 新型コロナウイルスに関する「行動履歴及び体調に関する申告書」。(申告時点は研修初日とする)
- ⑦ 実技を伴う講習では、保護帽(所持していない者は事前に申し出ること。)、安全靴、長袖上着・長ズボン、作業手袋、笛、雨具(傘、雨合羽等)。

### (3) その他留意事項

- ① 受講に当たり本人の証明事項や受講資格の確認ができない者は、受講者決定を取り消すことがある。
- ② 講習に遅刻等した場合は、講習の受講や修了証の交付ができない場合がある。
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「行動履歴及び体調に関する申告書」提出及びマスク着用・体温測定等についての協力依頼がある。

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応についての留意事項

### ○ 研修受講にあたって

- ・受講期間中は、毎日ご自宅等で健康観察をお願いするとともに、体調がすぐれない場合は、受講をご遠慮ください。
- ・受講時は、マスクを着用するとともに、手指の消毒、うがい・手洗い、咳エチケット等の励行をお願いします。
- ・研修期間中は毎朝検温を実施し、37.5度以上の発熱がある場合、その後の研修は受講できません。
- ・「森の研修館かごしま」の研修室等にはエアコンや機械換気設備の備えがありますが、密閉を避けるため、適宜窓や扉を開けての換気を行います。このため、暑さ寒さに備えて飲料水の持参や防寒の準備等をお願いします。
- ・実技のある研修の場合、密接を避けるため、喫煙者は、携帯用の吸い殻入れを持参してください。
- ・受講者及び研修に係るすべての関係者に感染が確認された場合、その後の研修は中止になります。

### ○ 「森の研修館かごしま」の宿泊にあたって

- ・研修は原則として日帰り通所により行うこととし、宿泊施設の利用は、遠方等からの受講生のみを対象とします。
- ・宿泊室は1室1名の利用としています。
- ・感染症拡大防止のため、食堂、浴室及び談話室の利用を制限しています。
- ・宿泊施設内での飲酒や懇談を禁止します。
- ・宿泊者の夜間外出は原則として禁止します。

## 7 修了証の交付等

### (1) 修了証の交付

修了証の区分	修了証の交付対象者	交付後の取扱い
技能講習修了証	技能講習に係る所定の講習を修了し、かつ、修了試験に合格した者	修了証受取後7日以内に、受領書を返送すること
安全衛生教育等講習修了証	安全衛生教育(特別教育を含む。)に係る所定の講習を修了した者	
研修修了証	上記以外の研修について、所定の講習を修了した者 なお、簡易な研修については、修了証を交付しない場合がある。	
その他修了証	林業架線作業主任者講習及びきこり塾研修に係る修了証は、県が交付 本基金が交付する以外の林業就業支援講習に係る修了証は、全国森林組合連合会が交付	—

### (2) 修了証の再交付等

#### ① 再交付等できる修了証

修了証の区分	再交付等できる修了証の内容等
技能講習修了証	ア 修了証を紛失した場合における「再交付」、修了証の氏名等を変更する場合における「書替交付」、複数の修了講習をまとめる場合における「統合修了証交付」ができる。 イ 但し、本基金が業務を廃止した「ショベルローダー等運転技能講習」、「地山の掘削作業主任者技能講習」及び鹿児島県林業技術研修所(以下「県研修所」という。)が平成11年度までに実施した全技能講習に係る修了証は再交付等できない。 ウ これらの廃止業務に係る技能講習修了証の再交付等の申込みは、厚生労働大臣が指定する機関「技能講習修了証明書発行事務局」に行うこと。 〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 電話:03-3452-3371, 3372
安全衛生教育等講習修了証	ア 技能講習修了証「ア」欄に同じ。 イ 但し、県研修所が実施した安全衛生教育講習に係る修了証の再交付等は、本基金が当該県研修所から引き継いだ講習修了者台帳で確認できるものに限る。
研修修了証	ア 原則として、再交付等しない。
その他修了証	ア 林業架線作業主任者講習修了証の再交付の申込みは、県(森林経営課)に行うこと。 イ 本基金が交付した以外の林業就業支援講習に係る修了証の再交付の申込みは、全国森林組合連合会に行うこと。

#### ② 再交付等申請様式

修了証の区分	申請様式	摘要
技能講習修了証	別記様式第2号 (技能講習修了証再交付等申込書)	各申請様式のほか、別に定める「(申込みに当たり提出する必要書類)」を添付すること。
安全衛生教育等講習修了証	別記第2号様式(安全衛生教育等講習修了証再交付等申込書)	